

公益社団法人日本コンクリート工学会北海道支部優秀学生賞表彰規程

平成 15 年 5 月 13 日制定

平成 18 年 5 月 16 日改定

平成 20 年 5 月 13 日改定

平成 21 年 5 月 12 日改定

平成 23 年 5 月 10 日改定

平成 24 年 5 月 8 日改定

平成 29 年 4 月 5 日改定

平成 29 年 12 月 13 日改定

(名称)

第 1 条 本表彰は公益社団法人日本コンクリート工学会北海道支部優秀学生賞という。

(目的)

第 2 条 本表彰はコンクリート工学に関係する分野において修士論文、卒業論文により優れた研究成果をあげた学生に賞を授与し、将来の新しい発展を期待することを目的とする。

(授賞対象者)

第 3 条 本表彰の授賞対象者は、当該年度において北海道内にある大学院、大学・高等専門学校専攻科、短大・高等専門学校で、大学院修士(博士前期)課程の院生、学部、高等専門学校専攻科の学生、高等専門学校の学生を原則とする。また、本会会員であることを要しない。

(運営および授賞数)

第 4 条 本表彰は個人に授与することを原則として毎年 3 名程度とし、その運営は一般会計による。

2. 受賞者には賞状及び副賞を贈呈し、一年間の本会会員資格を与えるものとする。

(応募方法)

第 5 条 北海道支部執行委員会（以下、支部執行委員会）は、当該年度に応募要領を作成し、北海道内の該当する大学・大学院・高等専門学校に送付する他、内容を公開する。

2. 応募は指導教員（以下、推薦人）の推薦によるものとする。
3. 推薦人は応募要領に基づき、別途定める期日までに必要書類を支部事務局宛に送付し、応募することとする。

（選考・授与方法）

第6条 優秀学生賞の受賞者を選考するために、授賞審査委員会を置く。

2. 授賞審査委員会は受賞者を選出し、支部執行委員会および支部総会に報告する。
3. 表彰状等は受賞者の推薦者へ送付する。

（授賞審査委員会）

第7条 委員は支部長が支部執行委員会の中から任命する。ただし、論文の専門性に応じて、支部会員から任命しても良い。

- 1) 委員会は5～6名とする。
- 2) 委員長は、原則として前支部長とする。
- 3) 原則として、推薦人は委員になれない。
- 4) 委員の任期は、任命した日から支部総会までとする。
- 5) 委員の氏名は受賞者の選出が終わるまで公表しない。
- 6) 委員会は選考方法を決定し、期日までに受賞者を選出する。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、支部執行委員会の議を経て**決定する**。

2. この規程に定められていない運用に関する事項については支部執行委員会にて決定する。

付則

この改定規程は平成29年12月13日から施行する。

以 上